

京都市告示第615号

京都市自転車等放置防止条例施行規則第3条の規定に基づき、宝が池保管所の自転車等を返還する日を次のとおり告示します。

平成29年3月1日

京都市長 門川 大作

項 目	現 行	変 更 後
自転車を返還する日 及び原動機付自転車を返還する日	撤去した日の翌日から4週間。 ただし、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。	撤去した日の翌日から4週間。 ただし、3月31日を除く。

(建設局自転車政策推進室)